

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富田林市長

市町村名 (市町村コード)	富田林市 (27214)
地域名 (地域内農業集落名)	龍泉地区 (龍泉・岸之本)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月17日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業上の利用が行われる農用地等面積は40haあり、圃場整備を実施した部分については16.4haに及ぶ。また、全体の約17%が利用権設定及び小作権設定済の集積された農地である。地区内の嶽山付近では、みかんの生産が盛んであったが、徐々に衰退傾向にある。実際にみかんを耕作している農家からは、みかんは新植から出荷にいたるまで、10年程度かかるため、近年は新植を行っておらず、枯れていく一方である。加えて、嶽山付近においては、急傾斜地であるため、高齢化が進む中過酷な農作業が伴うため、より一層担い手不在が浮き彫りとなっている。地区東側の嶽山周辺の農地においては、山林化が進んでおり、今後農地の貸借等が進まないエリアと考える。また、本市農業委員会が実施したアンケートでは、本地域は回答率が41%であり、引き続き意向を確認する必要がある。地域計画策定範囲の見直しの検討、未回答者に再度呼びかけるなどの手立てが必要。

【地域の基礎的データ(R02農林業センサスより)】

龍泉:基幹的従事者数:26人(うち50歳未満3人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)なし、従業員等0人、主な作物:水稲、なす、トマト、きゅうり、はくさい、温州みかん、くり
岸之本:基幹的従事者数:9人(うち50歳未満1人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)なし、従業員等0人

(2) 地域における農業の将来の在り方

自己耕作は、16%であるが、可能な範囲で、現在の水稲栽培を実施し、改良区内では高収益作物の営農形態の維持を目指す。自己耕作以外の農地については、担い手への集積、農作業委託を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、嶽山付近は今後の営農環境を勘案し、農地の貸借が推進できない状況と判断し、地域計画策定範囲から外す。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を含む地域農業の担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を通して行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
部分的な農道・水路の補修、更新を実施する。また、本地区に導入可能な基盤整備についても検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
引き続き、新規就農者や農業参入する企業の誘致を進める。特に、優良農地であるほ場整備実施区域は、東条地区土地改良区と協力して進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、農作業委託についても選択肢の一つとして活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--